

## さいたま家庭裁判所委員会議事要録（第31回）

### 第1 日時

平成28年1月20日（水） 午後3時00分から午後5時00分まで

### 第2 場所

さいたま家庭裁判所第一中会議室

### 第3 出席者

#### 【委員】

伊藤敏孝，遠藤真澄，大澤利弘，大谷富夫，加藤利雄，栗田和美，佐世芳，関根正昌，福島貴代子，古田浩，堀田香織，柳了真（五十音順，敬称略）

#### 【オブザーバー】

（事件部）花井義治，柳下俊一，河本泰彦，木村直樹，松本洋一，安田実佳，青木裕子，今村久美子

（事務局）加藤裕之，仲稔治，守田由紀子，清宮貴幸，鈴木淳平

### 第4 議題

「面会交流について」

### 第5 議事概要

#### 1 開会宣言

#### 2 新任委員自己紹介（遠藤委員，大澤（利）委員，堀田委員，加藤委員，栗田委員，佐世委員）

#### 3 退任委員紹介（齋藤委員，船津委員，澤崎委員，矢部委員，大澤（一）委員，山下委員）

#### 4 柳委員より発表

「教誨について」

#### 5 議題「面会交流について」

テーマについて趣旨説明

面会交流の意義，法的根拠，家庭裁判所における面会交流事件の実情，取組及び課題等を説明した上，児童室や家事調停室の見学及びDVD「子どものための面会交流に向けて」の視聴を行った。

意見交換及び質疑応答

（●は裁判所委員又は説明者，○は外部委員の発言内容）

○ 裁判所の説明は，非常に分かりやすい説明であった。紹介していただいたDVDは，面会交流が円滑に実施されている事例であったが，お互い顔も合わせたくないと言っている等，夫婦間の葛藤が高い場合にどのようにすべきかを解説するDVDもあるとよいのではないかと。

- 今回紹介したDVDは、面会交流の実施は子の福祉にとって必要であると理解していても、実施の方法やルールが分からないといった当事者に対し、最初の段階で望ましい面会交流の方法を理解していただくツールとして有効と考えている。

なお、高葛藤の事例では、事例ごとに背景要因が異なるため、一般化して視聴覚ツールを作成することは難しい。

- DV事案等、非監護親に居所を知られると監護親や子に危険が及ぶような事例において、面会交流の禁止や制限はどの程度認められるものなのか。

- 面会交流を禁止、制限することが子の将来にとって本当に望ましいことなのかどうか、調査官調査を活用するなどして子の監護状況等を十分に把握し、また、仮に暴力があったことが事実であれば、暴力を受けた監護親の心情に十分配慮しつつ、個別、具体的かつ慎重に検討していくことになる。直ちに直接的な面会交流を実施するのではなく、手紙のやり取り等間接的な面会実施を取り決めることもある。また、一度は実施できたとしても当事者間の小さな食い違いから継続が困難となってしまう事例もあるので、結論を急ぎすぎず、粘り強い調停進行を心掛けている。

子の福祉に合致した面会交流を実現するためには、ただ審判で取り決めをすればよいというわけではなく、当事者双方の協力が必要不可欠であるので、当事者が納得するプロセスを大事にしている。

- 監護親と非監護親及び子を接触させることが危険な事例については、弁護士やNPO法人等第三者機関の活用を検討するなど、最大限配慮していただきたい。
- 監護親にとっては、面会交流の実施によって、せっかく安定した現状が壊されてしまうのではないかと、という不安も大きいと思われる。裁判所が、その不安を取り除けるように細やかな条件整備をしていくことが必要ではないか。
- 前の発言者と同様、その点は大事なことだと思う。監護親にとっては、面会交流で何か壊されるのではないかと不安や、夫婦間紛争における復讐の方法として子が利用されるのではないかと不安もあり、こうした不安を解きほぐしていくことが大切なことであろう。

面会交流が子のニーズに本当に合致していることが実感できれば、監護親も前向きになるのではないか。

夫婦間の紛争においては、第三者による適切な見立ても重要であると思われるところ、家庭裁判所の調停はまさにこうした機能を担う場であるのではないか。

- 面会交流紛争の背景には経済的な要因もあると思われる。経済面のケアをどのようにしていくか考慮していくことも大切なのではないか。

- 当事者の不安がどこにあるかを十分に把握し、取り除いていくことが重要である。貴重な御意見を承った。

## 6 次回テーマ等の選定「補導委託について」

## 7 閉会宣言

第6 次回日時

平成28年6月3日（金） 午後3時00分